

第十九回国会
衆議院

人事委員會議録
第五号

昭和二十九年三月十九日(金曜日)
午前十時三十九分開議

出席委員

委員長 川島正次郎君

理事 赤城 宗徳君 理事 田中 好君

理事 永田 亮一君 理事 山口 好一君

理事 館林 三喜男君 理事 櫻井 奎夫君

理事 池田 禎治君

荒船清十郎君 石山 權作君

加賀田 進君 森 三樹二君

受田 新吉君

出席國務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

國務大臣 加藤鐵五郎君

出席政府委員

人事院總裁 浅井 清君

委員外の出席者 専門員 安倍 三郎君

専門員 遠山信一郎君

三月十八日

国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

三月十六日

栃木県西那須野町及び狩野村の地域給指定に関する請願(山口好一君紹介)(第三五〇六号)

愛知県塩津村の地域給指定に関する請願(福井勇君紹介)(第三五〇七号)

愛知県高橋村の地域給指定に関する請願(小林鏡君紹介)(第三五〇八号)

宮崎県高城町の地域給指定に関する請願(伊藤岩男君紹介)(第三五五三号)

宮崎県酒谷村の地域給指定に関する請願(伊藤岩男君紹介)(第三五五四号)

長崎県崎戸町の地域給指定に関する請願(中嶋太郎君紹介)(第三五五五号)

滋賀県日野町外二箇村の地域給指定に関する請願(今井耕君紹介)(第三五五六号)

香川県観音寺町の地域給指定に関する請願(福田繁芳君紹介)(第三五五七号)

北海道広尾町の地域給指定に関する請願(森三樹二君紹介)(第三五五八号)

大阪府四宮村の地域給指定に関する請願(井上良二君紹介)(第三五五九号)

富山県小杉町の地域給指定に関する請願(三鍋義三君紹介)(第三五八七号)

富山県礪波町の地域給指定に関する請願(三鍋義三君紹介)(第三五八八号)

栃木県西那須野町及び狩野村の地域給指定に関する請願(黒澤幸一君紹介)(第三五八九号)

兵庫県道場郵便局外二箇郵便局職員の地域給指定に関する請願(首藤新八君紹介)(第三六一〇号)

の審査を本委員会に付託された

同月十三日

学校教職員給与法改正に関する陳情書(東京都港区立愛宕中学校内全日本中学校長会会長野口彰)(第一七二五号)

同(東京都台東区下谷小学校内全国

連合小学校長会会長小野重内)(第一七二六号)

同(山形県東田川郡清川村佐藤とくえ外九十九名)(第一七二七号)

同(栃木県塩谷郡喜連川町大字喜連川野沢外四十二名)(第一七二八号)

同月十五日

大阪府枚岡町の地域給指定に関する陳情書(大阪府中河内郡枚岡町吉岡次郎外一名)(第一八一三三三)

鹿児島県宮之城町の地域給指定に関する陳情書(鹿児島県薩摩郡宮之城保健所岡山実行外十八名)(第一八一四四)

学校教職員給与法改正に関する陳情書(山形県東田川郡十六合村、大和村組合立和合中学校父母と教師の会渡部十一外三百五十九名)(第一八四五五)

岩手県黒沢尻町の地域給指定に関する陳情書(岩手県和賀郡黒沢尻町教育委員会教育長佐々木修外十名)(第一八七七七)

学校教職員給与法改正に関する陳情書(山形県東田川郡大和村志田繁雄外百十六名)(第一九二六六)

同(栃木県塩谷郡久津町大字宝積寺古館外四十七名)(第一九二七七)

同月十七日

学校教職員給与法改正に関する陳情書(山形県東田川郡十六合村大字桑田字高口日向幸校外二百四十八名)(第二〇一一一)

同(栃木県塩谷郡常根村横林加藤泰作外二十三名)(第二〇一二二)

を本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件

国家公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇一号)

教育公務員の政治活動の制限等に関する説明聴取

○川島委員長 これより会議を開きます。

この際お知らせいたします。昨日国家公務員法の一部を改正する法律案が当委員会に付託されました。

国家公務員法の一部を改正する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。加藤國務大臣。

国家公務員法の一部を改正する法律案

国家公務員法の一部を改正する法律

法律

国家公務員法(昭和二十二年法律第二百十号)の一部を次のように改正する。

国家公務員法目次中「第二章 人事院」を「第二章 国家人事委員会」に改める。

本則中別に定める場合を除き、「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院總裁」及び「總裁」を「国家人事委員長」に、「人事官」を「国家人事委員」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

第一条第三項中「人事院規則又は

人事院指令」を「又は国家人事委員会規則」に改める。

第三条第二項中「内閣」を「内閣總理大臣」に改め、同条第三項第三号中「人事院規則及び人事院指令」を「及び国家人事委員会規則」に改める。

第四条の見出しを「(組織)」に改め、同条第三項及び第四項を削る。

第五条二項を削る。

第六条の見出し中「宣誓及び」を削り、同条第一項を削る。

第七条第三項を削る。

第八条第一項第一号中「第三項」を「第二項」に改める。

第十条を次のように改める。

(給与)

第十条 国家人事委員の給与は、別に法律で定める。

第十一条第二項中「院務」を「会務」に改める。

第十二条の見出し及び同条第一項、第二項及び第五項中「人事院會議」を「国家人事委員会會議」に改め、同条第六項第二号を次のように改める。

二 削除

第十二条第六項第四号から第六号までの各号中「国会及び」を削り、同条同項第十一号及び第十二号を次のように改める。

十一 削除

第十二条第六十七条の規定による給与準則に関する立案

第十二条第六項第十六号を次のよ

うに改める。

十六 削除

第十二条第六項第十八号を次のように改める。

十八 削除

第十三条を次のように改める。

(事務局)

第十三条 国家人事委員会の事務を処理させるため、国家人事委員会に事務局を置く。

事務局の長は、事務総長とする。

事務局に左の五部を置く。

総務部

任用部

給与部

公平部

能率部

給与部に次長一人を置く。次長は、部長を助け、部務を整理する。

総務部は、人事、文書、会計その他の内部管理事務、所掌事務に関する総合調整、法令案の審査、調査、主要統計の作成及び広報に関する事務並びに他部の所掌に属しない事務をつかさどる。

任用部は、職員の任免、試験及び分限に関する事務をつかさどる。

給与部は、職階制並びに職員の給与及び恩給制度に関する事務をつかさどる。

公平部は、職員の行政措置の要求、不利益処分の審査の請求、災害補償の審査の請求その他の異議の申立についての審査及び職員の団体に関する事務をつかさどる。能率部は、職員の勤務成績の評

定、能率増進計画、服務、懲戒及び災害補償に関する事務(災害補償に関する事務については、公平部の所掌に属するものを除く)をつかさどる。

国家人事委員会は、国会の承認を得て、その必要とする地方の事務所を置くことができる。

前項の地方の事務所の名称、位置、管轄区域及び所掌事務の範囲は、政令で定める。

法律又は政令で定めるものを除く外、国家人事委員会の内部組織の細目については、国家人事委員会規則で定める。

国家人事委員会に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

第十四条第一項中「人事院会議」を「国家人事委員会」に改め、同条第二項を削る。

第十五条を次のように改める。

(国家人事委員長秘書官)

第十五条 国家人事委員会に、国家人事委員長秘書官一人を置く。

国家人事委員長秘書官は、国家人事委員長の命を受けて、機密に関する事務をつかさどる。

第十六条の見出し中「及び人事院指令」を削り、同条第三項を削る。

国家人事委員会は、その所掌事務について、法律を実施するため、又は法律の特別の委任に基いて、国家人事委員会規則を制定し、又は改廃することができる。

第十八条第二項中「又は人事院指令」を削る。

第二十三条中「国会及び内閣に同時に」を「内閣に」に改め、同条に

次の一項を加える。

法律の制定又は改廃に関して国家人事委員会から前項の意見の申出があつたときは、内閣は、これを国会に報告しなければならない。

第二十四条第一項中「国会及び」を削る。

第二十八条第一項中「人事院において」を「国家人事委員会において内閣に」に改め、同条第二項を次のように改める。

国家人事委員会は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて内閣に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、国家人事委員会が俸給表を改訂する必要があると認めるときは、国家人事委員会は、その報告にあわせて、内閣に適當な勧告をしなければならない。

前二項の勧告又は報告があつたときは、内閣は、勧告又は報告があつた日から五日以内にこれを国会に報告しなければならない。但し、その期間の満了前に衆議院が解散され、且つ、その時までには報告をしていなかったときは、次の国会の召集の日から三日以内に報告しなければならない。

第二十九条第五項中「その改正が人事院によつて勧告され、」を「職階制に適合した給与準則が」に改め、同条第四項を削る。

第五十五条第一項中「人事院總裁並びに」を削り、同条第二項後段を削り、同条第三項中「人事院規則及び人事院指令」を「及び国家人事

委員会規則」に改める。

第五十六条但書を削る。

第五十九条の見出しを「(条件附探用期間)」に改め、同条第一項中「又は昇任」を削る。

第六十三条第二項を削る。

第六十七条を次のように改める。

(給与準則の制定及び改訂)

第六十七條 国家人事委員会は、給与準則に關し、必要な調査研究を行い、その制定及び改訂について必要な意見を内閣に申し出なければならない。

第六十九條及び第七十條中「人事院規則又は人事院指令」を「又は国家人事委員会規則」に改める。

第八十五條中「人事院の承認を経て」を削る。

第九十條中「処分説明書を受領した後」を「処分を受けた後」に改める。

第九十五條を次のように改める。

(補償制度の運用)

第九十五條 第九十三條の補償制度は、国家人事委員会によつて運用されなければならない。

第九十八條第四項を削る。

第九十九條第一号を次のように改める。

一 削除

第九十九條第四号を次のように改める。

四 削除

第一百十條第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第一百十條第一項第十一号中「第六十三條第一項」を「第六十三條」に改める。

第一百十一條中「第九十九條第二号より第四号まで」を「第九十九條第二号、第三号」に、「第一百十條第一項第一号」を「第一百十條第一項第一号、第三号」に改める。

附則第三條中「第五項」を「第四項」に改める。

附則第十三條及び第十四條中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和二十九年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 人事院並びにその事務総局及び地方の事務所は、それぞれこの法律による改正後の国家公務員法に基く国家人事委員会並びにその事務局及び地方の事務所となり、同一性をもつて存続するものとする。

3 この法律の施行の際現在に在職する人事官は、引き続き国家人事委員として在職するものとし、人事院總裁として命ぜられてゐる者は、引き続き国家人事委員長として命ぜられたものとする。

4 前項の規定により引き続き在職する国家人事委員がこの法律の施行後初めて職を離れる場合については、なお改正前の国家公務員法第五條第二項の例による。

5 第三項の規定により引き続き在職する国家人事委員の任期は、人事官として任期の残任期間に相当する期間とする。

6 この法律による改正後の国家公務員法第七條第二項及び第八條第

- 一項第三号の規定の適用については、国家人事委員としての在職は、従前の人事官としての在職を含むものとする。
- 7 この法律の施行の際現に人事院の職員である者は、別に特令を發せられない限り、同一の勤務条件をもつて国家人事委員会の職員となるものとする。
- 8 この法律の施行の際現に効力を有する人事院規則で国家人事委員会規則で規定すべき事項を規定しているものは、この法律の施行後は、国家人事委員会規則としての効力を有するものとする。
- 9 この法律の施行前に行われた国家公務員法第八十九条第一項に規定する処分に対する審査の請求の期限については、この法律による改正後の国家公務員法第九十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 10 (他の法令の改正等)
国家公務員法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。
- 第一次改正法律附則第三条中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
- 11 国家公務員法の規定が適用せられるまでの官吏の任免等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。
- 第一項中「人事委員会規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
- 12 一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五

- 号)の一部を次のように改正する。
- 本則及び別表第三中別に定める場合を除き、「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
- 「国家人事委員会規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
- 第二条第一号中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改め、同条第三号中「国会及び内閣に同時に」を「内閣に」に改め、同条第四号中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改め、及び人事院指令を發すること」を「国家人事委員会規則を制定すること」に改め、同条第五号及び第六号中「国会及び内閣に同時に」を「内閣に」に改め、同条の次に次の一条を加える。
- (内閣の国会に対する報告)
第二条の二 国家公務員法第二十八條第三項の規定は、国家人事委員会がこの法律に基いて内閣に報告又は報告を行つた場合について準用する。
- 第七條中「會計検査院長若しくは人事院總裁」を「若しくは會計検査院長」に改める。
- 第十條第三項中「国会及び内閣に同時に」を「内閣に」に改める。
- 13 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第二百三十七号)の一部を次のように改正する。
- 附則第六項中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
- 14 国家公務員の職階制に関する法律(昭和二十五年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

- 別々に定める場合を除き、「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
- 第四条第一項第二号中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改め、及び人事院指令を發すること」を「国家人事委員会規則を制定すること」に改め、同条第二項中「国会に提出しなればならない」を「内閣に提出し、内閣は、これを国会に提出しなればならない」に改める。
- 第十二條第一項中「人事院規則及び人事院指令」を「及び国家人事委員会規則」に改める。
- 第十四條第一項中「職階制に関する人事院規則及び人事院指令」を「及び職階制に関する国家人事委員会規則」に改める。
- 附則第三項中「人事院規則及び人事院指令」を「及び国家人事委員会規則」に改める。
- 15 国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
- 本則中別に定める場合を除き、「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
- 第二条第二号中「人事院規則を制定し、及び人事院指令を發すること」を「国家人事委員会規則を制定すること」に改める。
- 第三条第四項中「人事院規則及び人事院指令」を「及び国家人事委員会規則」に改める。
- 附則第二項中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。

- 16 人事官弾劾の訴追に関する法律(昭和二十四年法律第二百七十一号)の一部を次のように改正する。
- 題名及び本則の規定中「人事官弾劾」を「国家人事委員弾劾」に改める。
- 17 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。
- 第二十条第二項第二号中「法制局長」の下に「国家人事委員」を加え、同条同項第三号中「會計検査院若しくは人事院」を「若しくは會計検査院」に改める。
- 第八十二条ノ二中「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
- 18 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
- 第十一条の四中「人事官弾劾」を「国家人事委員弾劾」に改める。
- 19 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律(昭和二十四年法律第一号)の一部を次のように改正する。
- 第一条の表中
- | | |
|----------------------|---------|
| 国立国会図書館 | 人事院 |
| 館支部人事院図書館 | 人事院 |
| 国立国会図書館支部 国家人事委員会図書館 | 国家人事委員会 |

- 20 国家公務員のための国設宿舍に関する法律(昭和二十四年法律第一百七十七号)の一部を次のように改正する。
- 第一条第二項中「人事院」を「国家人事委員会」に改める。
- 第四条第一項第七号を次のように改める。
- 七 国家人事委員会事務局長
- 第十条第六号を次のように改める。
- 六 国家人事委員長
- 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
- 第一条第三号中「人事官」を「国家人事委員」に改める。
- 第三条第三項中「人事院總裁」を「国家人事委員長」に改める。
- 別表第一中「人事官」を「国家人事委員」に改める。
- 21 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第一百四号)の一部を次のように改正する。
- 第二条第一項第一号中「人事院總裁」を削る。
- 22 外務省設置法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。
- 第十四条の二第四項中「人事院職員」を「国家人事委員会職員」に改める。
- 23 裁判所職員臨時措置法(昭和二十六年法律第二百九十九号)の一

部を次のように改正する。

25 本則各号列記以外の部分中「第二十九条第五項及び」を削り、「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改め、第一号中「第六十三条第二項」を削り、「第九十五条及び第九十八条第四項」を「及び第九十五条」に改め、第三号中「第二條」の下に「第二條の二、」を加える。
連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。
第十四条第一項中「会計検査院

第十八条の表中

土地調整委員会	土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）
土地調整委員会	土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）
国家人事委員会	国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）

附則第二項中「人事院」を「国家人事委員会」に改め、「及び権限」を削り、「総理府」を「恩給局」に改める。

28 左に掲げる法律の規定中「人事院」を「国家人事委員会」に、「人事院規則」を「国家人事委員会規則」に改める。
一 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）
二 労働基準法等の施行に伴う政府職員に係る給与の応急措置に関する法律（昭和二十二年法律第六十七号）
三 船員職業安定法（昭和二十三年法律第三十号）

長又は人事院総裁」を「又は会計検査院長」に改める。
26 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
別表第一総理府の項中「土地調整委員会」を「土地調整委員会」に改める。

27 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。
第十七条中「土地調整委員会」を「土地調整委員会」に改める。

土地調整委員会設置法（昭和二十五年法律第二百九十二号）に改める。

四 日本国有鉄道法（昭和二十三年法律第二百五十六号）
五 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）
六 国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）
七 国家行政組織法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第三十九号）
八 住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）
九 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）

十 外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）（本則に限る。）

29 国家公務員法並びに附則第十項、第十二項から第十五項まで、第十四項、第二十九項、第三十項、第二十七項及び前項に掲げる法令を除く外、他の法令中「人事院」とあるのは「国家人事委員会」と、「人事院規則」とあるのは「国家人事委員会規則」と読み替えるものとする。

○加藤国務大臣 ただいま議題となりました国家公務員法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び概要を御説明いたします。

この改正法律案は行政機構改革の一環として現在の人事院を国家人事委員会に改組し、中央人事機関として、わが国行政機構の実情に調和した組織と権限を持たしめることを主たる目的とし、あわせて行政事務簡素化の線に沿つた二、三の点についての改正を行わんとするものであります。その要点は次の通りであります。

第一に、従前内閣の所轄に属しておりました人事院を改組して、総理府の外局として国家人事委員会を置くことといたしました。これに伴ひまして、人事官は国家人事委員会に、人事院総裁は国家人事委員長に名称を改めるほか、国家人事委員長の認証、給与保障、宣誓及び兼職制限に関する規定等を改めることにいたしました。

定員法の適用をも受けることとなるため、国家人事委員会の内部組織及び定員は、これらの法律に基いて定められることになりました。従ひまして、事務局の部の設置、その所掌事務等内部組織に関する主要な事項を国家公務員法中に明記することとしたのであります。

第二に、国家人事委員会の権限及び機能に関する点であります。給与の勧告その他人事行政に関する意見の申出等は、国会及び内閣に同時に提出することとなつておりましたのを改め、これらを内閣に対して行ひ、内閣はこれを国会に報告しなければならぬということといたしました。俸給表の改訂に関する勧告につきましても、従来俸給を百分の五以上増減する必要があるときに行ふことになつておりましたのを、国家人事委員会が俸給表の改訂を必要と認めるときに行ふことに改めましたほか、内閣はこの勧告があつた日から五日以内にこれを国会に報告しなければならぬよう報告の期限を明定いたしました。地域給その他の給与に関する勧告についても同様の報告期限を付しております。なお、いわゆる二重予算及び人事院指令の制度は他の外局並にこの際廃止することといたしました。

第三に、行政事務簡素化の線に沿つた改正といたしまして、任命権の委任手続、不利益処分審査の請求の期限、起訴中の者の懲戒手続、条件つき昇任制度等につきまして廃止、簡素化等の改正を行うとともに、あわせて二、三の規定の整備を行うことといたしました。

て、従前の人事院、同事務総局及び地方の事務所がそれぞれ、国家人事委員会、同事務局及び地方の事務所として同一性を持つて存続することを定め、現に在職する人事官はそのまま国家人事委員として在職し、人事院総裁として命ぜられていた者は、国家人事委員長として命ぜられたものとすることを定め、それら人事官としての残任期間をもつて国家人事委員としての任期といたしました。

以上改正の要点を御説明いたしました。が、その他の点につきましては、中央人事機関として国家公務員法を実施する国家人事委員会の権限は、従前の人事院の権限とかわりありません。何とぞ、慎重御審議の上すみやかに御賛同あらんことをお願い申し上げます。

○川島委員長 本案に関する質疑はあつたものといたします。

○森三委員 議事進行。私どもは地域給の問題について熱心に過去一箇年間やつて来た、それについて、私どもは委員長にも、地域給の勧告について、至急人事院に勧告するように要請してもらいたいと言つて来た。ところがもう梅も散り桜も咲きかけるやよい半ば過ぎになつても、地域給の勧告のやさえない。私もはまことに遺憾だと思ひます。あなたも委員長として勧告をするような方針を今までとつて来たのだが、あなたの今までやつて来たことを見ますと、あなたが誠意がなかつたとは言ひませんが、そのやり方とか方法において非常に拙劣でなかつたか、かように私は考えるのです。あなたはやるということを去年から再三われ

われに言っている。しかるにその言っていることがこのごろでは何だか空中分解でもしてしまつたような態度になつてゐる。私はこの委員長の態度は非常に遺憾だと思つてゐる。そこで今加藤大臣から提案理由の説明のあつた、国家公務員法の一部を改正する法律案の審議もありますが、根本的に人事院の機構を改革して、こういう内閣の職属機関にしたいことは、われわれの根本的な思想からいつても、党の建前からいつても、また公務員の生活を守つて行くという立場からいつても絶対反対です。私もあくまでも今説明されたこの政府提出案に對しては反対の建前をとつて行こうと思つております。しかしながら、どうしてもこの際この法案の審議に入る前に、私は地域給の問題を解決して、全国の公務員の生活上の安定をはかつてやらなければならぬ、かように考へてゐる。これはひとり私ばかりではありませ

つて参りました職責を顧みるとともに、非常に私は慚愧にたえない思いであります。これは委員長としてもほんとうに心から反省してもらわなければならぬ段階に來てゐると思ふ。会期も五月の七日か八日で終了します。どうしても会期中に地域給の勧告をしなればいけないものと私はこう思つてゐる。委員長の決意のほどを表明されたい。

○川島委員長 森君のお話はごもつともでありますから、委員長として、人事院總裁に交渉しまして善処するよういたしました。

○森(三)委員 あなたは、昨年の十一月末以來、地域給の勧告について、自分は總裁にも話をするとやつておつた。ところがあなたは總裁ともさつぱり話をしてない。しかも私が非常に不満なことは、われわれは今回の教育二法案に關して文部委員会と連合審査をすることを決定し、そうしてあなたとちやんと約束をして、あなたが話合ひをするこゝろになつてゐた。ところが文部委員長に會つて、連合審査の要求を川島委員長からしてあるはずだ、至急それを決定してくれと言つたら、川島委員長からそんな話は聞いてない。こういう答弁です。実に私は憤慨した、そんなばかなはずはないといつてゐる。話したところが、その横におつたところの事務局の者が、いや、人事委員会の専門員の方から、連合審査をすることはさしつかえないかといふお問ひ合せのようなことがありまして、こういう答弁です。私はあなたが委員長として当委員会の決定に従つて、当然文部委員長に對して、あなたみずからそのとりはからいをする

この法律案は非常に重大な法律案でありまして、この法律の重大性にかんがみまして、私どもは当委員会として文部委員会との連合審査を申し出たわけでございますけれども、文部委員会の御都合によりまして連合審査が不可能でございました。従ひまして提案者である大達文部大臣に本委員会において願ひまして、この法律案についてお尋ねする次第でございます。この法律案はあとで私、個々にわたつて質問をいたしますけれども、非常に重大な問題を持つておる。すなわち人事院規則を適用します關係上、この法が成立しましたあかつきにおいて、この法の運用を誤りますならば、日本の教育公務員の中に、すなわち大達大臣の所管される教育公務員の中に、いわゆる十萬圓以下の罰金、三年以下の懲役という刑事犯罪者を何千人、何万人出すというやうな不祥な事態も考えられるわけでありまして、従つてこの法律案は徹底的に論議をして質疑を十分尽さねばならぬと思ふのであります。そういう趣旨で私は質問をいたしますので、大臣は非常にお忙しかもしれませんが、けれども、誠意をもつてひとつ御答弁を願ひたい。これを私は質問の先に大臣に御要する次第でございますがよろしゅうございませうか。

提案された教育公務員特例法の一部を改正する法律案は、本文一条、附則二項からなつておりますが、これは現行の教育公務員特例法の第二十一条の三を四として、その四のかわりに新たに三の項を起し、ここにありま

つて、当然文部委員長に對して、あなたみずからそのとりはからいをする

○川島委員長 森君のお話はごもつともでありますから、委員長として、人事院總裁に交渉しまして善処するよういたしました。

○森(三)委員 あなたは、昨年の十一月末以來、地域給の勧告について、自分は總裁にも話をするとやつておつた。ところがあなたは總裁ともさつぱり話をしてない。しかも私が非常に不満なことは、われわれは今回の教育二法案に關して文部委員会と連合審査をすることを決定し、そうしてあなたとちやんと約束をして、あなたが話合ひをするこゝろになつてゐた。ところが文部委員長に會つて、連合審査の要求を川島委員長からしてあるはずだ、至急それを決定してくれと言つたら、川島委員長からそんな話は聞いてない。こういう答弁です。実に私は憤慨した、そんなばかなはずはないといつてゐる。話したところが、その横におつたところの事務局の者が、いや、人事委員会の専門員の方から、連合審査をすることはさしつかえないかといふお問ひ合せのようなことがありまして、こういう答弁です。私はあなたが委員長として当委員会の決定に従つて、当然文部委員長に對して、あなたみずからそのとりはからいをする

○川島委員長 ただいま文部大臣がお見えになりましたので、これから教育公務員の政治活動の制限等に関連した質疑を行います。質疑は通告順によりこれを許します。横井奎夫君。

○横井委員 私は教育公務員特例法の一部を改正する法律案の提案者である大達文部大臣に對して質問をいたしま

五

つて、当然文部委員長に對して、あなたみずからそのとりはからいをする

○川島委員長 森君のお話はごもつともでありますから、委員長として、人事院總裁に交渉しまして善処するよういたしました。

○森(三)委員 あなたは、昨年の十一月末以來、地域給の勧告について、自分は總裁にも話をするとやつておつた。ところがあなたは總裁ともさつぱり話をしてない。しかも私が非常に不満なことは、われわれは今回の教育二法案に關して文部委員会と連合審査をすることを決定し、そうしてあなたとちやんと約束をして、あなたが話合ひをするこゝろになつてゐた。ところが文部委員長に會つて、連合審査の要求を川島委員長からしてあるはずだ、至急それを決定してくれと言つたら、川島委員長からそんな話は聞いてない。こういう答弁です。実に私は憤慨した、そんなばかなはずはないといつてゐる。話したところが、その横におつたところの事務局の者が、いや、人事委員会の専門員の方から、連合審査をすることはさしつかえないかといふお問ひ合せのようなことがありまして、こういう答弁です。私はあなたが委員長として当委員会の決定に従つて、当然文部委員長に對して、あなたみずからそのとりはからいをする

○川島委員長 ただいま文部大臣がお見えになりましたので、これから教育公務員の政治活動の制限等に関連した質疑を行います。質疑は通告順によりこれを許します。横井奎夫君。

○横井委員 私は教育公務員特例法の一部を改正する法律案の提案者である大達文部大臣に對して質問をいたしま

五

國家公務員の例によると書いたのは、つまりその趣旨でありまして、國家公務員たる教育公務員と、地方公務員たる教育公務員との間に區別する理由がない、従つて國家公務員と同様に取扱う、これが例によると書いた氣持であります。國家公務員の例によるとというやうな用例というものは、これは昔から幾らでもあるのです。これは何かこれとさらに内容を隠して、そうしてこれを軽く見せかけようというような陰謀であるとかなんとか言われたが、さうなことは毛頭ない。従来、かような用例は立法例中幾らでもあります。のみならず、これを並べて書くのと違ふ点は、もし、國家公務員に關係して政治的行為についての法律の改正もしくは人事院規則の改正があつた場合には、當然に地方公務員たる教育公務員もそれにスライドして行く、その点がつまり例によるといふ書き方から来る点でありまして、並べて書くのとはそこは實質的にも違ふのでありますから、その点は誤解のないようにしていただきたいと思う。そうして、一般の地方公務員と區別して教育公務員について特にかような特例を設けるといふことは、ただいま申し上げたやうに、教育というものの特殊性から見て、國家公務員と地方公務員との間に區別する理由がないといふ見地によるものであります。

○櫻井委員 教育の特殊性から見ま
して、国家公務員であるところの教育公
務員と、地方公務員であるところの教
育公務員とは何ら区別するところがない、従つてこれを一般の地方公務員と
違つた教育公務員としてというところ

官であると思うのでありますが、しかし国家公務員であるところの教育公務員は、申し上げるまでもなく大多数は——一部付属の中学とか高等学校とかいうものがございますけれども、それはほんの一部でございまして、国家公務員である教育公務員の大部分は、御承知の通り大学の教授あるいは大学に勤務するところの教育公務員であります。これは御承知の通りだと思ひます。この大学というのは大臣も御承知の通り、学校教育法の第五十二条によつて明らかに研究機関としての権能を認められておる。従ひまして大学における教授その人の思想あるいは学問の研究と申しますか、こういうつたもの

は、政治批判をいたしましたが、ある点こういうもので保護されておる。しかし高等学校以下の学校は研究機関としての保障は何ら法の上にはございません。従いましてこれらの人たちがあつた政治的見解なり政治的意見というものを発表し、あるいは何らかの場所においてそういうことをなした場合に、はなはだ一方的な権力的解釈が行われて、この法が適用されるというふうな考えられるのでありますが、その

○大達國務大臣 これは罰則規定でありますから、行政庁が権力的な解釈をする余地はあり得ないのであります。

これは裁判によつて判定せられるのであります。それから大学教授云々ということでありますが、大学教授でありましても、中小学校の先生でありましても、政治的行為の制限を受ける点においては両者の間に何らの区別はない。大学教授であるから特に寛大にし

す。これは人事院規則をごらんになればきわめて明瞭なことであります。地方公務員たる教育公務員の中にももちろん大学の教授があります。今日府県立の大学というものが至るところにあるのであります。これは失礼であります。が、りくつにならぬと思います。すべて政治的な主張を申し述べたということが、ただちに人事院規則に抵触するものでありません。先ほど御丁寧に全部お読み上げになりましたように、それに該当せざる限りは、ただ政治的主張を述べたということによつて、懲役に処せられたり、罰金を科せられたり、こういうことはないのであります。

○**櫻井委員**　そうすると私は今十七項を読み上げましたが、具体的にひとつつその中の事例を出しまして大臣の御所見を伺いたいと思うのでありますが、たとえば先ほど読み上げましたが、六項の四号、この六項の四号はこういうことになつております。「政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与え又は支払ふこと」でございますが、これは地方公務員たる教育公務員が、国家公務員に対して政治的目的をもつて金品を授けたり、これは

この法に觸れるわけでありませう。しかし地方公務員たる教育公務員が、地方公務員に金品を与えまたは支払ふこと

はかまわれないということになります。法文の上からはつきりそうなると思うのでありますが、このの点の御解釈はいかがでございましょう。

○大連国務大臣　これは国家公務員に与えまたは支払うということでございますから、地方公務員に与えまたは支

す。

○櫻井委員 さしつかえないというわけですか。——わかりました。

続いて、今の第十二号です。これは先ほど読み上げましたが、この第十二号の場合、政治目的を有する文書、図画の類ですが、これを「国の庁舎、施設等に掲示し又は掲示させる」こと、これはいけない。しかしながら地方公務員たる教育公務員が地方の庁舎及び地方の施設等に掲示しまたは掲示させることは、これはかまわないというような解釈が付きませんが、その点はいかがでございますか。

○大澤國務大臣 その通りであります。

○櫻井委員　そういふふうにこの法を解釈して来ますと、これは私が今具體的な例をあげて大臣の回答を求めてはつきりしたのでありますが、これは解釈によつては非常な疑義がたくさんまだあるわけです。このような不備を覚えてやろうとなさつたこと、これはやはり私どもはどうしてもすつきりない。これはこの法案を出された政府みづからがいかに憲法を無視した法律であるということを自覚しておらうと、これは國民の目と政潮にあらうと

か、あるいは国民の目を欺瞞しようとする。そしてこのような法律の体形をとつて来られたというふうにしかわれくは判断がつかないのでございます。

さて、第四の質問に移ります。この法律は憲法と明らかに矛盾をしてゐる。これは国家公務員法のこの規則ができたときにおいて、先ほど申し上げました通り、これは非常に論議の中心になつたわけでありますが、特にこの憲法の第三章は、御承知の通り国民の

ます。これは私一々読み上げません。が、この第十一条におきましては、国民の基本的人權で、「國民は、すべての基本的人權の享有を妨げられない。」ということ強くうたつております。それから引續いて第十四条には、「すべて國民は、法の下に平等であつて、人種、信條、性別、社会的身分又は門地により、政治的、經濟的又は社会的關係において、差別されない。」ということをはつきりと、国の最高法規であるところの憲法が保障しておるのであります。しかるところ、この法案はいわゆる教育公務員が全体の俸仕者であり、公共の福祉に反するというような理由のみをもつて、この教職員員の政

政治的自由を大幅に制限せんとしておるのではありませんが、先ほど申しました国家公務員法、地方公務員法によるこの政治的自由の制限、このことがすでに違われ／＼をして言わしめるならば、違憲立法の疑いが十分にあるのであります。しかしながら今度提出されましたこの法案はさらにそれを追いつ越しておる、いわゆる時間的にも空間的にも、いつやつても、あるいはどこでやつても——職場に限らない、自分のうちにおいてやつても、時間的、空間的制限は一切配慮を加えずに、そうして先ほど申し述べましたあの十七の規定により、大幅なる行為を制限して、そうしてそれに刑事的な、いわゆる十万円以下の罰金、三年以下の懲役という大きな犯罪の烙印を押すのでございますが、公務員がその職場において政治的行為をなすということ、これはあくまでも排除されねばならない、一旦その職場を離れて自由なる市民となつたと

きには、これは先ほど読み上げましたところの憲法が保障するところの基本的人権はあくまでもその人にある。これは優すことのできないところの憲法が保障するところの人権であるというふうにわれ／＼は判断するのでございますが、諸外国においてこのように職場を離れた教育公務員にこれほど大規模な政治的行為の制限をしておる国があるかどうか。大臣はもし諸外国の例を御存じであるならばひとつお示しを願いたい。

○大達國務大臣　憲法に規定してあるいわゆる基本的人権、これは無制限に何をしてもいい、こういうものではないのであつて、そこにはおのずから公共の福祉という觀念によつて限界がある。これは今日憲法解釈上の通念である。私は思つております。現行の諸法制もまたこの観点からできておると思つておるのであります。そこで公務員に對して個人的な政治行為の制限をするということは、これは今に始まつたことではございません。ただいま御指摘になりましたように國家公務員であると地方公務員であるとひとしくその制限を受けておりまして、その制限をすることが憲法違反であるかどうかという御意見は御意見として、これは少くとも現行法制の上では解決しておるものと私は思つております。なるほど國家公務員について人事院規則に非常に細密な規定が設けられて、嚴に過ぎるのではないかという御意見はあると思ふのであります。しかしこれはひとり一般公務員についてこの規定が適用されておるのみならず、裁判所の職員については最高裁判所においてやはりこれと同じ規定をもつて裁判所の職員

の政治行為を制限してある。それから国会の事務職員についても、これもいわゆる議院運営委員会の意見を尊重して、両院議長協議の上でやはり同様な政治行為の制限がしてあるのであります。この人事院規則と同じものがやはり規定してある。いわば今日においてはこの内容についての議論はあり得きしようけれども、一応今日では公務員に対する政治行為の制限としては、これは既存の法律秩序であると私は思ひますから、他日人事院規則が改正されるあるいは国家公務員についての政治行為の制限が緩和されるといふようなことがあれば、これも当然について行くのであります。それが先ほど申し上げた例によるといふことからそういう規定にそれが含まれておるのであります。

諸外国の立法例云々のことでありますが、これは国によつていろいろ違ふやうであります。私もでは教育公務員についての点しかわかりません。しかもこれは貧弱な資料であります。御指摘の通り、教育公務員に対してそういう強い制限をしておるところはほとんどない、大なり小なりありますけれども、ほとんどないやうであります。これはそれ／＼の国の法律といふものは、その国情に即して規定せられるものであります。一応参考にはなりますが、外国の立法例にならなければならぬとは思つていない。

○櫻井委員　これは重大な発言でござ

います。先ほど二つの答弁があつたと思ひますが、最初の点、これは国家公務員である先生と地方公務員である先生と教育という立場から一緒にした、こういうことを先ほどから申されておる。人事院規則が改まつて行けば、地方公務員に対する適用もこれは改まつて行く、こういうあなた御見解だと思ふのであります。これはやはり法の最終的責任を人事院規則に転嫁しておる。人事院というのは国家公務員に対して、国家公務員がそのように違法なことをやつた場合には、各省の長が人事院にそういうことを申告するわけで、そこで人事院がこれを審査するわけです。ところが人事院は国家公務員に対しては不利益処分に対する審査をすることができ、それからベースの勧告をやる、こういうふうにある。で、人事院というものは国家公務員に対する保護といひますか、利益を守つておる。しかし人事院が地方公務員に対して何の保障をしておるか、そのような全然別個のものを、これを例によるといつてごつちにくつつけて来ておるところにこの法の欺瞞性があるといふことを、私は先ほどから申し上げておるのであります、これはあなたと見解が違ふのだから夜まで論争しておつても尽きることがないと思ひますが、明らかに大臣の考え方は便乗しております。人事院規則に便乗している。これははつきり地方公務員と国家公務員とは体系が違ふのだ。あとの方でまた申しますけれども、地方自治法の精神ともこれは反して来る。

次に諸外国の例ですが、諸外国には、大臣の手元にある資料を見まして、このようないかなる強硬立法をしてあると

ころはない、こういうふうにおつしや
 いました、大体私の調べたところもそ
 の通りでございます、私の見解と大
 臣の見解は、諸外国の例に関する限り
 完全に一致をいたしております。職場
 を離れた教師にこれほど強い政治的制
 限を加えている国は、文明国——これ
 は首飾りをやるような野蛮国はどうか
 わかりませんが、私どもの知つて
 おる文明国といわれるところには、
 そういうところは今一国も見当らない
 のでございます。国の特殊性によつて
 こういうことをやらねばならぬと、大
 臣は今ばかり申されましたのです
 が、それでは日本の教師にはこれほど
 強い法的制限を加えるべき特殊の事情
 があるのでありますか、その点をお伺
 いたします。

○大連國務大臣　私はこの政治行為の
 制限の規定いかによつて文明国と野
 蠻国がきまるなとは思いません。し
 かしただいまこれに便乗するといふよ
 うなことをおつしやいましたが、便乗
 するのであります。便乗するという建
 前の法律であります。申し上げるま
 でもないところでありますが、教育、こ
 とに義務教育というものは憲法にその
 基本があり、また教育基本法において
 規定されておる大切な国の仕事であ
 ります。その限りにおいては普通の地
 方公共団体の他の公務員がとつておる事
 務とはおのずからそこは違ふのであ
 ります。ただ今日公立学校の先生とい
 うものは地方公務員ということになつ
 ております。これは給与の関係もあり、
 また任命の関係がそういう関係になつ
 ておりますから、それで地方公務員と
 いうことになつておるけれども、その
 あずかつておるところの事務というも

のは大切な国の仕事であります。であればこそ、この義務教育国庫負担法——これは地方の財政援助ではありません。当然国が負担すべきものとして負担をしてゐる。また教育基本法におきましても、国民全体に対して直接責任を持つて教育を行わなければならないということも書いてあります。一口に言ふと、普通の地方公務員の場合であれば、いわゆる全体に対する奉仕という考え方はその地域団体の全部の人々に対する奉仕だ、教育公務員の場合には国民全体に対しての奉仕、その点は国務と同じ内容を持つてゐる、そうして一般に公務員に対する政治行為の制限という趣旨は、その行為を制限することにより、その公務員の政治的な中立性を保障することによつて公務が適正に行われるということとを担保しておりますから、これが国全体の仕事として考えられ、国全体の奉仕として適正に行われなければならないということとであれば、その意味において国家公務員たる教育公務員と、たま／＼地方公務員たる教育公務員と、あるいは任命等の関係において身分は地方公務員ということになつておりますけれども、その仕事においては国家公務員たる教育職員と何ら異なるところはない、平たく言えば付属中学の先生も公立中学校の先生も同じことです。こういう見地からその公務の適正を保障するための政治行為の制限は、国家公務員たる教育公務員と同一にすべきものである、こういう見地からこの法律ができておるのであります。従つてこれが適當であるかということは、これは国会の御審議にまたなければなりません。私どもの考え方はさういふ見地からできておるので

ありまして、これが全然りくつのない無理なことをしておるといふうちに私どもは考へていない。

○樺井委員 大臣の考へは、あなたが地教委を育成されておる精神と逆にならうと思ふのでありますが、給与とか任命、こういう関係で地方公務員になつてゐる教員というのは、国民全体に奉仕するのだから、何ら国家公務員とかわりはない、こういうような御所見のようでございますが、そういう一面もなるほどあるでございます。しかしながらこの地方公務員たる教育公務員が、この身分を市町村に置いておられますが、これはどういふわけかと申しますと、そのような給与や身分の関係ではございません。それもあるでありますが、一番大きなものは憲法によつてこの地方分権の精神でありまして、地方自治法にもそれは明瞭に示してある。教育というものはもちろん国全体の問題でございますけれども、その地域住民の意思によつて決定されるということがはつきりしておる。これがいわゆる教育委員会というものが地方に置かれておる重大なる精神だと私は考へる。従ひましてその地域の教職員というものは、その地域住民に対しての奉仕者であり、同時にその地域住民に対する奉仕の義務と責任を持つておるといふふうに私も考へるのであります。従つてこれを大臣のよりに国全体を一つにして統轄するといふことは、これは明らかに官僚統制といわざるを得ない。これらの地方のいわゆる奉仕者であるべき教育者を、一つの権力によつて統制しようという意図があつたの今の言論の中にはつきり出してゐる。私はこれをはつきり指摘する。あなた

たは現在の地教委を非常に育成強化しておられる、これはわれ／＼といたしましては教育委員会というものを否定してゐるのではない。これは先ほど申した憲法の地方分権の精神によつて設けられたのだ、教育はその地方の住民の意思を尊重して決定されなくてはならない、その地方住民の意思というものを無視した教育というものは成り立たない。これが日本の民主主義の基礎である、基礎である。そしてあなたも現在の市町村における実情を無視して、市町村の教育委員会を育成強化せねばならぬといふ、その先頭に立つてこれを鼓舞激励しておるのはあなた自身じやないですか。その人がこのやうな政治的、一方的権力をもち、これをみな国全体に統一して行くといふことは、明らかにあなたの理論の中に矛盾がある。この教育委員会の精神とあなたの今おつしやつた精神はどうも私は納得しかねる。もう少し説明していただきたい。

○大達國務大臣 私の上申上げることが矛盾があるといふようにおつしやるが、どこが矛盾しておるか私にはよくわからぬのであります。なるほど教育というものは地方分権、地域民衆の意思を反映して運営される、これはその通りであります。現に教育委員会制度というものはその趣旨が基本になつておる。従つて教育の運営というものは地方分権という形で行われておる、これはおつしやる通りであります。それと教育というものの性質が地域の民衆に対する奉仕であるといふこと、国民全体に対する奉仕であるといふことと何れも矛盾はしておらぬ、もし矛盾しはこれとすれば基本法のどこにそれが

書いてあるのですか、国民全体に直接責任を持つておる云々、これは矛盾をしないでいかにちやんと法律に書いてある。教育委員会法を見れば、その地域民衆の意思を反映して地方分権によつて行われるのだ、それで教育基本法には、国民全体に直接責任を持つて行われるのだ、兩者の間に何れも矛盾はないのです。矛盾があればこの基本法と教育委員会法というものは一体どう解釈されますか、私は何も矛盾しておらぬと思ふ。

○樺井委員 あなたその考へ方は考へ方自身に非常な矛盾があるといふことは、今これを聞いておられる人はみななわかつておるが、あなただけではわからないのです。だからこれは並行線です。

それで先ほどのもう一つの事例、問題が二つにわかれてゐるのですが、文部省の例です。どうして日本の教育公務員だけをこれほど強い制限を持つたところのものによつて自由を剝奪せねばならぬのか、制限を課せねばならぬのか、国の特殊性といふふうにあるなはとおつしやつておる、その点の御説明をいただきたい。

○大達國務大臣 これはただいま申し上げたように、現在国家公務員に対して課せられておる政治行為の制限、これはむしろ国会の意思によつて国民の意思によつてそれが決定されておるのではありません。しかのみならずこれはひとり行政関係だけでなしに、ただいま申し上げるように、国会の方面においても、また裁判所の方においても、やはり同様のわくをはめてある。いわば国家公務員の政治行為の制限についてはこれは既存の法律秩序であります。

私は教育公務員というものは国家公務員と同じようなことにすべきであり、その間に差別を設ける理由がないといふことを申し上げた。従つてその既存の秩序であるところの国家公務員と同じ政治制限を受ける、こういうことを言つておるのです。

○樺井委員 先ほど申しました基本法案の二十一条の三項によりまして、教育公務員は実に教育公務員なるがゆゑに、一般市民では全然問題にならないところの幾多のものが問題になつて、十七の項目全部適用するわけですから、一般の市民ならこれは何も問題にならない。しかし教育公務員、いわゆる先生といわれるばかりに、このやうな強い制限を受けて、それが捜査、逮捕、拘留、監禁といふやうな対象になるわけでございます。もしその十七の項目を犯したという疑いがある場合は、ひるがへつてそれはだれがやるかといふことになりまして、この法が成立しますと、日本の刑事訴訟法の第一項によりまして、こういうことが書いてある「何人でも、犯罪があると疑料するときは、告発することが出来る。」といふことになつております。それから同じく二百三十九条の第二項によりまして、「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると疑料するときは、告発をしなければならぬ。」といふことになつておる。それから先ほどあの十七項目にわたるところの歴大な政治的制限を人事院規則はつきり課しておるわけでありまして、その場合その十七項目の解釈というものは、だれがやるかといふと、これは一方的に、権力機関であるところの警察と申しますか、こういうものがやる。

そうして警察官がこれを先発するといふことになれば、だれが一体安心して教育が出来ますか。教師は常に戦々きよう／＼としていなければならぬ。先ほど私が十七の項目を讀み上げたのも、いかだあの制限規定が苛酷なものであるか、こういうことを一人でも多くの人に知つてもらふために、私はわざわざ時間を費して、大きな声をあげて讀んだ。あの項目に触れないやうにするためには、口を緘し、それこそ見ざる、言わざる、聞かざる、このやうな態度をとつておるよりほかにはかたがなない。それでたゞして日本の教育が完全にすく／＼と伸びるというふうには大臣は考へておられるのかどうか。これは私をもつて言はしむれば、当然官憲が神聖なる教育の場に入り込んで来る危険性が多分にある。日本の教育はこのために破壊されるというふうには考へても過言ではないと思ふが、大臣の所見をお伺ひしたい。

○大達國務大臣 先ほどお読み上げになりました刑事訴訟法の規定はこれにすべての刑罰法令に通ずる通則であります。でありますから、罰則をもつて規定されれば、これはこの場合に限り、すべての場合にその適用があることは当然であります。その規定があるから、警察官が常に家庭に入ることもしれぬ。教室に入る。これはむしろ個人の行為の制限であります。これは教育そのもののことを言つておるわけじやない。(樺井委員「先生を容疑者とした場合……」と呼ぶ)先生を容疑者とした場合、その先生の家へ行くことがあるかもしれぬし、どういふ方法で調べることがあるかもしれぬ。これは当然のことです。これはすべての犯罪の

おそれとはいかなるものをさしている

のか。保護検束するものといえども、かつてこれを適用した例は枚挙にいとまがない。あなたが内務省出身だからというので、あなたに皮肉を言うわけではない。それはどこにあるかというと、公正なる警察でなければならぬ、ということと、言いまでもないが、今あなたたちの常識をもつてすれば、妥当なりとするものといえども、取締りの任に当る人の思想なり、その見解によつて、こういうものが濫用されるということになる、今私の申したような心配があると思うのですが、その点についてあなたはどう思つておられるか。このことの基本的なものについては、あらためて私の分担の時間において申し上げますが、その点非常に気がかりになりますので、ちよつと大臣の御所見を伺いたい。

○大連国務大臣 すべて法律について、特に刑罰を伴う法律の濫用されるということのいけなさは申し上げるまでもありません。私は人事院規則が非常に権力的にゆがめられて濫用されておるといふことは、かつて聞いたことがありません。人事院規則の線に持つて行こうというのでありますから、この法律案が何か濫用されることを期待をしなくても、そういう危険があることを承知しながら、この法律案を提案した、教育職員に対して不当の弾圧を加えるのであるという非難は当らないと思う。

○櫻井委員 大分あとがつかえておるようですから、ひと先ず私の質問を終わります。

○川島委員長 暫時休憩をいたします。

午後零時二十分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十九年三月二十五日印刷

昭和二十九年三月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局